

長野市監査委員告示第13号

平成25年7月18日付けで提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成25年9月12日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	松木茂盛
同	高野正晴

住民監査請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

(略)

(略)

2 請求書の提出

請求書は、平成25年7月18日付けで提出された。

3 請求の概要

住民監査請求書に記載された請求の概要は、下記のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 長野市が行政財産としている長野市若里六丁目3109番67所在の土地及び建物について、長野市教育委員会体育課は、昭和59年より今年度に至るまで、特定の団体に対して約30年にわたり行政財産無償使用許可を与え、毎年漫然とこれを更新して使用させているが、現在の社会情勢及び経済状況、実際の使用状況等に鑑みれば、無償使用許可は明らかに特定団体に対する補助であり、過剰である。平成25年度の本件行政財産使用料は、土地につき、金105万2275円、建物につき金23万8350円であるが、この使用料について、長野市市有財産条例第11条第3号に該当するとして100%減免し、全く徴収しないこととした行政財産無償使用許可は、不当な財産管理若しくは処分にあたる。長野市財務規則第135条及び第146条第1項各号に定める公益性の使用許可基準を満たさないのにこれを行政財産として特定団体に使用させることは不当であり、30年間も漫然と行政財産無償使用許可をなし続けていることは、同規則第147条第1項が行政財産使用許可期間を原則一年間とした趣旨を没却するものであり違法な財産管理である。

イ 本件行政財産施設使用にかかる光熱費について、行政財産の使用許可を受けた者から光熱費を徴収しなければならないとする市財務規則第149条の2の定めがあるのにこれを怠っていることは、違法に公金の徴収を怠る行為にあたる。平成24年度のその金額は18万7331円にのぼる。

ウ 上記各行為は、地方自治法第2条第14項が、地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定め、同条第15項が、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めることを求め、その目的を達成するための規模の適正化を図ら

なければならない、と定めていることに反するものであり、同法同条第 16 項が、法令に違反してその事務を処理してはならない、と定めていることに反するものである。

(2) 求める措置の内容

ア 体育課が、昭和 59 年使用開始した当初から本件行政財産使用許可を引き続き更新し、減免基準も毎年同じ免除率 100%として更新し続けていることは、あまりに杜撰な財産管理である。当初とは社会情勢も環境も変わっているのであり、特定の団体に行政財産無償使用許可をなし続けていることは、市財源の無駄遣いである。これは、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項に反するものであるから、市は、行政財産使用許可事務を見直し、無償使用の相当性の判断には慎重を期すように努めるべきである。

具体的には、市有財産条例第 11 条各号を適用して使用料を無償にすることは、本来例外的・限定的な事態であることに留意し、必要性和相当性を十分に検討し、本件施設を行政財産として使用許可を与える場合でも使用料免除については、実態を確認するなど特に慎重に相当性を判断するよう周知徹底するよう改善を求める。

イ 行政財産使用許可の不当性、光熱費の徴収を怠る行為、本件行政財産が公共用の不動産として使用されていないこと、スポーツ振興の場となっていないこと、これらの問題がすみやかに改善されない場合、平成 25 年度行政財産無償使用許可は不当であるからこれを取り消すよう求める。

ウ 本件許可を得た行政財産使用者から光熱費を徴収していないことは、財産管理を怠る事実であり法第 2 条第 16 項に反するものである。財務規則第 149 条の 2 に則り、過去 1 年にさかのぼり、光熱費等の実費を徴収し、以後生じる実費についても徴収事務を怠ることのないよう事務手続きを改善するよう求める。

エ 今後の本件行政財産の使用許可事務について、行政財産使用許可期間を原則 1 年までと定めた財務規則の趣旨に鑑みても、運営状況が不透明で閉鎖的な環境下で活動する団体に無償使用許可を与え続けるべきではない。本件行政財産は、もっと多くの市民が広くいつでも利用できることを目的として、運営日・運営時間を明確にして、市が直接管理するか指定管理者制度を導入するなど透明性のある運営がなされるよう求める。

オ 本件行政財産使用者が市民に対し条件を設けるなど、不透明な使用がなされる状態が続くのであれば、市民施設としての公共用に供する行政財産とされていることは不当であるから、財産管理者である体育課は、速やかに行政財産としての用途を廃止し、以後普通財産として管理するよう求める。

事実を証する書面

甲第 1 号証	公有財産台帳兼公有財産異動報告書（土地） 及び公有財産台帳（土地）	各 1 通
甲第 2 号証	公有財産台帳（建物）	1 通
甲第 3 号証	平成 25 年度行政財産使用許可調書他関係書類	各 1 通

甲第 4 号証	平成 25 年度行政財産使用許可申請書及び許可書	4 通
甲第 5 号証	長野市監査委員告示第 3 号 抜粋	1 通
甲第 6 号証	長野市監査委員告示第 10 号 抜粋	1 通
甲第 7 号証	情報開示結果一部開示決定書	1 通
甲第 8 号証	市が負担してきた光熱費を示す書面	各 1 通
甲第 9 号証	本件行政財産使用者ホームページ抜粋	1 通
甲第 10 号証	上田市ホームページ抜粋	1 通
甲第 11 号証	新潟市ホームページ抜粋	1 通

※事実証明書の内容は省略した。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 25 年 7 月 19 日付けでこれを受理した。

第 2 監査の実施

1 現地の確認

平成 25 年 8 月 5 日に現地を確認した。なお、この際、関係職員を立ち会わせた。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 8 月 12 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人 2 名が出席し、請求の要旨の補足説明があった。

なお、新たな証拠の提出がされた。

甲第 12 号証	本件行政財産使用者ホームページ抜粋	1 通
甲第 13 号証	上田乗馬倶楽部ホームページ抜粋	1 通
甲第 14 号証	松本市及び松本馬術協会ホームページ抜粋	1 通
甲第 15 号証	行政財産で管理されている馬について	1 通
甲第 16 号証	新聞記事抜粋	1 通

※事実証明書の内容は省略した。

3 監査対象部局及び事情聴取

教育委員会体育課を監査の対象部局とし、関係書類を徴し監査を実施するとともに、平成 25 年 8 月 12 日に関係職員から事情を聴取した。

4 監査対象事項

請求の内容及び陳述を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 本件財産を、行政財産として管理すること、また、行政財産の使用許可を行うことは、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実であるか。

- (2) 本件行政財産使用料を 100%減免することは、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実であるか。
- (3) 本件行政財産の使用許可に係る光熱水費を、行政財産使用許可者から徴収していないことは、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実であるか。

第3 監査の結果

1 請求人の主張

陳述の際、請求人が本件請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成 21 年度包括外部監査において、本件行政財産について行政財産とすることの理由が明確でないこと、使用料減免の理由が明確でないことが指摘された。これに対し教育委員会体育課は改善したと報告したものの、行政財産とする理由については、馬術競技振興に必要なだと述べただけで根拠や理由の説明はない。無償使用については、包括外部監査で手続きの不備が指摘された以降は、許可申請を毎年出させているが、漫然と同じような手続きが本年度に至るまで毎年度行われている。

これを行政財産としていること、及び市が毎年、本件行政財産の使用料約 130 万円を無償使用許可していることについて、不当な財産管理であると考えます。

- (2) 行政財産は、公共の用に供することが要件であり、公益性が必要なものであると理解している。しかし、本件行政財産は、公共の用に供される施設として、適正に使用されていない。
- (3) 本件行政財産使用許可者の活動については、市民乗馬教室と引き馬というような活動が行われているとホームページに記載があるが、詳しい営業時間がない。市民乗馬教室については、曜日が指定され、合計しても、年間で 9 日間しか開催されていない。市民乗馬教室という名前が用いられているので、一見公共性があるかのように見えるが、実態は年間 9 日間のみで、その余の 356 日間は使用者を構成している特定個人の趣味的な場として利用されていると思われる。

この施設が行政財産であることも、運営状況も、ホームページだけでは、一般市民からは全く分からず、条件を明示しないで、問い合わせをしてからでなければ詳細もよく分からない。一部市民しか利用できないのであれば、市民施設としては問題であり、公共用に供されるはずの行政財産として、その相当性に疑問を抱かざるを得ない。

- (4) 行政財産使用許可における光熱費の徴収について、長野市財務規則第 149 条の 2 で定めているが、これを長年にわたり徴収していない状況も違法な財産管理と考える。
- (5) 本件行政財産は、長野市運動場一覧への記載がない。教育委員会体育課は市の運動施設として、厩舎及び馬場を明記していない。

ほかの市町村では、きちんと公のスポーツ施設として記載されており、住民が利用できるように、営業日、営業時間も書かれている。日数にすると年間 310 日間近く市民が利用できる市もある。

- (6) 補足として、行政財産使用許可者のホームページが更新された。体験乗馬コースは廃止され、「正会員制度」「友の会」「市民乗馬教室」の3形態があるかのように変更されている。「友の会」という制度は、「土日祝」に市民が利用できるよう若干改善されたものの、他の自治体の乗馬施設と比べ、使用形態としての疑問点が多く、使用者の都合により頻繁に利用条件が変更となることは、市民スポーツ施設として適正に利用されているとは言えない。
- (7) 行政財産使用許可者が本件行政財産で管理している馬は合計6頭おり、そのうち4頭が個人所有の馬、2頭が団体所有の馬で、約7割が個人所有の馬ということになる。個人所有の馬が主であれば、その個人が本件施設を使用占有しているこの施設を行政財産としておくこと、無償で使用を許可することは不当である。

2 監査対象部局の主張

事情聴取の際、関係職員が主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件行政財産は昭和53年の国体を契機として馬術競技振興のために建設した施設である。昭和59年に現在の場所に施設ができて以降、市街地に近いという立地条件のもと、市民が気軽に馬と触れ合う場として提供してきた。市としては、今ある施設を最大限利用してなるべく安価な料金で馬術に親しみをもってもらい、少しでも馬術競技の底辺拡大に貢献できればと考えている。定められた手続きのもと、行政財産使用許可を行っていると考えている。
- (2) 厩舎は馬場と一体のものであり、馬術競技振興に必要な施設であるため、行政財産としている。

本件行政財産使用許可者は、昭和53年に長野で国体が開催されるに当たり、馬術の普及・振興、競技力向上を目的に昭和48年に設立されたものであり、営利を目的としない団体である。具体的な活動内容として、4月から12月まで月1回、市民を対象に、馬との触れ合いを通して普段馬と関わりのない方に関心を持ってもらうために市民乗馬教室を開催している。これは広報ながのにも市民スポーツ教室として掲載し、広く市民に周知している。このほかにも体験乗馬教室があり、1か月に3回騎乗ができ、手軽に乗馬体験できるものである。また、毎週土・日曜日に引き馬も開催し、気軽に馬と触れ合う場を提供している。

競技力向上を図るために、毎年各種馬術大会に参加し、上位に入るなど実績を残している。また各種研修の受講による指導者の育成事業、馬の勉強や合宿によるジュニア育成事業、優秀な選手を講師として招く優秀選手招へい事業も行っている。

行政財産使用許可者はこれら活動実績から平成21年10月12日に長年にわたるスポーツの振興の模範となり、顕著な成果を上げたとして文部科学大臣の表彰を受けている。

これらの活動内容から、本件行政財産は馬術競技振興のために必要な施設と考えている。

- (3) 馬術競技振興のために競技馬の存在は不可欠であり、特別な配慮が必要であること、行政財産使用許可者において施設の修繕等を行っており、維持費用の一部を負担していることから使用料の減免を認めてきた。平成 21 年度包括外部監査において指摘された手続きの不備については、減免申請書の提出により改善を図ると報告している。

行政財産使用許可者が維持費用の一部を負担していることに関しては、年度毎に決算書等の書類提出という形での確認は行ってはいないが、口頭により修繕状況を把握し、現地において確認を行ってきている。

日常的な施設の修繕等のほかには、更衣室の増築、厩舎内の壁の修繕等の大きな修繕を実施している。年度毎に差はあるが、市有財産条例第 11 条第 3 号の「使用者が当該行政財産の維持及び保存の費用の全部又は一部を負担しているとき。」に該当し、適正に処理していると考えている。

- (4) 馬術競技振興のためには、競技馬の存在は不可欠であり、特別な配慮が必要である。そのためには本来、市が管理する必要があるが、馬の管理には専門的知識が必要であり、維持管理にも多額な費用がかかる。厩舎の行政財産使用許可を与えることにより、行政財産使用許可者の管理する馬を利用した行政財産使用許可者の様々な活動によって長野市の馬術競技の振興が昭和 59 年から現在まで図られてきたと考えている。

このことから、市有財産条例第 11 条第 5 号の「市長が公益上特に必要があると認めるとき。」に基づいて適正に処理しているものと考えている。

- (5) 電気料、水道料、下水道使用料については、行政財産使用料と同様、行政財産使用許可者の活動が長野市の馬術競技振興のために行われていることから、市長が特に認める場合に該当するとして、昭和 59 年当初から徴収してきていない。

電話料は事務的な使用であること、ガス料金もお茶等に使用されているため行政財産使用許可者に負担してもらっている。電気料、水道料、下水道使用料については馬の世話に必要であり、馬術競技振興に役立つという理由から市で負担している。

- (6) 本件行政財産については、行政財産使用許可者の活動内容から広く公共用に使用されているものと考えており、特定個人の趣味的な場として使用されているとは考えていない。長野市の馬術競技振興のために必要な施設であると考えている。

3 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令等との照合、関係書類等の調査、監査対象部局からの事情聴取及び現地確認を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 本件財産について

以前の場所にあった土地及び建物は、昭和 55 年に体育課が取得しており、その当初から公共用財産としていた。その後、若里工業団地造成事業に伴い、昭和 59 年に土地の用途廃止を行い管財課に引渡し、同年、厩舎がある現在の 3109 番 67 と以前の 3109 番 28 とを交換し、現在地に厩舎が建設され、昭和 59 年 12 月 1 日から体育課が所管している。

土地については、昭和 60 年 3 月 29 日から体育課が所管している。
土地及び建物ともに公共用財産としている。

【土 地】

- ・所在地：長野市若里六丁目 3109 番 67
- ・面 積：817.41 m²

【建 物】

- ・所在地：長野市若里六丁目 3109 番 67
- ・施設名：厩舎
- ・面 積：168.26 m²

(2) 本件行政財産の使用許可について

ア 平成 25 年度の状況について

行政財産使用許可については、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行われている。

長野市財務規則（以下「規則」という。）第 149 条に基づき、行政財産の使用の許可を受けようとする者から行政財産使用許可申請書等が提出され、規則第 146 条に基づく行政財産の使用許可の基準をもとに判断され、規則第 147 条の行政財産の使用許可期間、第 147 条の 2 の行政財産の使用許可の条件が付され許可される。

平成 25 年度の使用許可申請書は、平成 25 年 4 月 1 日に提出され、同日許可がなされた。

【許可内容】

- ・所在地：長野市若里六丁目 3109 番 67
- ・面 積：土地 817.41 m²、建物 168.26 m²
- ・使用目的：行政財産使用許可者の厩舎として（規則第 146 条第 5 号）
- ・使用期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- ・追記された許可条件：ゴミ、残材等の不用物品は、自ら責任をもって処分すること。

第三者に与えた損害等は、自己の負担において賠償すること。

イ 過去の状況について

昭和 59 年 12 月 1 日に、規則に基づき当該行政財産に係る行政財産使用許可申請書が現在と同じ行政財産使用許可者から提出され、同日から昭和 60 年 11 月末日までを期限として行政財産の使用が許可された。使用許可書に条件として、「別添使用協定書による。」との条項が加えられ、取り交わされた協定書の項目として、「前項に定める使用許可期間が満了する 1 か月前までに、甲乙いずれからも特別の意思表示がないときは、本協定を更に 1 年間継続するものとする。」「前項の規定は、同項の規定により継続された協定を更に継続する場合は準用する。」とされている。以後、平成 21 年度まで使用許可書は交付されていない。

平成 21 年度包括外部監査において指摘を受けた後、平成 22 年度からは、平成 25 年度と同様の手続きが行われている。

(3) 本件行政財産の使用料について

ア 平成 25 年度の状況について

使用料については、長野市市有財産条例（以下「条例」という。）第8条に、「条例の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。」とされ、条例第9条において使用料の額が定められ、条例第10条において「使用料は、使用の許可の際に使用者から徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。」とされている。

使用料の減免については、条例第11条において、「市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。」と規定され、同条第3号において「使用者が当該行政財産の維持及び保存の費用の全部又は一部を負担しているとき。」、同条第5号において「前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。」とされている。

なお、手続きは、規則第149条第3項において、「市有財産条例第11条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。」とされ、その決定内容は、行政財産使用許可書に記載される。

平成25年度の行政財産使用料減免申請書は、その行政財産使用許可申請と同日の平成25年4月1日に土地、建物それぞれについて提出された。

- ・減免の理由：行政財産使用許可者の保有馬を活用し、馬術競技の振興を図っている。

行政財産使用許可者において施設修繕の費用の一部を負担している。

- ・使用する面積：土地 817.41 m²、建物 168.26 m²

- ・使用期間：平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

体育課が本件使用許可に係る使用料を減免した理由は、「行政財産使用許可者の保有馬を活用し、市民のための乗馬教室を開催するなど、馬術競技の振興を図っている。」こと、「行政財産使用許可者において厩舎施設の修繕費用の一部を負担しているため。」とし、条例第11条第3号及び第5号を適用し、100%減免した。なお、減免した使用料は、土地1,052,275円、建物238,350円であった。

イ 過去の状況について

昭和59年12月1日の行政財産使用許可においては、使用料は徴収していない。使用許可書及び決裁文書からは、使用料減免理由が確認できなかった。

平成21年度包括外部監査において指摘を受けた後、平成22年度からは、平成25年度と同様の手続きが行われている。

(4) 本件行政財産使用許可に係る光熱水費について

平成24年度の本件行政財産に係る光熱水費として、体育課は、水道料62,520円、下水道使用料64,641円、電気料60,170円の合計187,331円を支払っている。

行政財産の使用許可に伴う光熱水費等の徴収については、規則第149条の2において、「財産管理者は、行政財産の使用許可を受けた者から、当該使用に伴う電気、ガス、水道、電話等の実費相当額を徴収しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。」と規定されている。

光熱水費を徴収しない理由等については、平成25年6月の行政情報不存在決定通知書

において、体育課が回答している。

一つとして、光熱水費について市が行政財産使用許可者から徴収した金額の分かる書類については、「使用者からは徴収していないため。」として不存在としている。二つとして、「市長が特に認める場合」に該当するとして光熱水費を徴収していない場合の理由の開示と免除決定書等の写しの交付については、「特に認める場合にあたる理由を示した資料及び免除決定書等はないため。」として不存在としている。三つとして、市が光熱水費を負担している場合の根拠については、「市の行政財産であるため。」としている。

3 事実関係の確認(2)のとおり、行政財産使用許可においては、水道料、下水道使用料、電気料を体育課が負担すること及び実費相当額を徴収しない旨の記載はない。

なお、電話料とガス料については、団体の事務的経費であるとして行政財産使用許可者が支払っており、体育課においては負担していない。

(5) 本件行政財産がどのように供されているかについて

本件行政財産である厩舎において行政財産使用許可者が管理している馬は、6頭であり、そのうち4頭が個人所有の馬、2頭が団体所有の馬である。

本件行政財産で行政財産使用許可者が管理している馬を活用し、本件行政財産（厩舎）の南に位置する犀川第二運動場において、市民対象の乗馬教室を開催している。この教室は、原則として毎月第一日曜日の午前9時から午前10時30分までの間、10人を定員とし、参加料1回1,000円（騎馬料・保険料含む、初回登録料500円別途）で、事前の申込を受けている。これは広報ながのに掲載されている。

引き馬については、土日祝日の午前中、料金1回500円で、基本は2日前までの申込を受け付けている。

ほかに、行政財産使用許可者の活動として、競技力向上については、選手強化事業、優秀選手等招へい事業、指導者等育成事業、ジュニア特別対策事業等が実施報告書に記載されていた。

平成16年度までは長野市長杯馬術競技大会を開催しており、その対象者は当団体登録者であった。また、体育課が主催しているNAGANOスポーツフェスティバルでは平成14年度まで市民を対象とした乗馬体験を実施していた実績がある。

第4 結 論

1 判 断

前記事実関係の確認及び監査対象部局の説明に基づいて、次のとおり判断する。

(1) 本件財産を行政財産として管理することについて

法第238条において、「この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。」とし、一つとして不動産を掲げている。同条第3項は「公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分

類する。」また、同条第4項では「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」と規定している。

同条は、公有財産の範囲を法定し、分類を明定した規定であり、その趣旨は、公有財産の範囲を統一的に定めることにより、同じ財産の範ちゅうに属する物品、債権及び基金との区分関係を明確にし、公有財産の管理体制の確立と責任関係を明らかにするためである。また、同条第3項及び第4項は、公有財産の分類に関する規定であり、公有財産を行政財産と普通財産に分類したのは、所有の目的を異にする公有財産を分類することにより、当該分類された公有財産の所有の目的に応じて適切な公有財産の管理を図ろうとするものである。

財産の管理は、普通地方公共団体の長の権限である（法第149条）から普通財産を行政財産とし、行政財産を普通財産とすることは、原則として長の権限に属するとされており、その判断は行政目的実現のために行われる行為に他ならないため、住民監査請求の対象とされる財産管理に当らず、財務会計上の行為ではないと考える。

本件行政財産は、昭和53年の国体を契機とし、昭和59年に現在の所在地に移転して以来、現在まで本市の馬術競技振興の目的に資するものとして管理されている。請求人は、日数が少ない等の理由を上げ、公益性がないことを指摘しているが、市民乗馬教室等の開催実績があることから、公益性がないとは言えず、財産管理の判断は、財産管理者の裁量によるものとして差し支えないと考える。

(2) 本件行政財産の使用許可について

法第242条第1項に定める住民監査請求において対象とされる事項は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実と限定している。これらは、いずれも財務会計上の行為又は事実に限られている。

行政財産の使用許可が財務会計上の行為としての違法若しくは不当な「行政財産の管理」に当たるか否かは、「行政財産の財産的価値に着目して、その価値を維持・保全する財務的管理についての違法性若しくは不当性の存否に依拠して判断すべきであり、行政財産を公共目的に沿って管理する行政管理についての違法性若しくは不当性の問題は財務的管理上の問題ではないと解すべき。」とされているところである。

本件の使用許可を見ると、3事実関係の確認(2)において確認したとおり、法第238条の4第7項の規定に基づき、馬術競技振興を図る等の見地から、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可したものであり、本件行政財産の財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の行為としての行政財産の管理には該当しないものと判断する。

(3) 本件行政財産の使用料減免について

法第238条の4第7項において「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度におい

てその使用を許可することができる。」とされ、法第 225 条において、「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」とされている。

これを受け本市では、条例第 8 条で、行政財産を使用する者は使用料を納付しなければならないと定めており、使用許可による使用料の徴収義務が生じる。

一方、条例第 11 条第 3 号で「使用者が当該行政財産の維持及び保存の費用の全部又は一部を負担しているとき。」、また、第 5 号で「市長が公益上特に必要があると認めるとき。」に使用料を減免できると定めている。

体育課が本件行政財産使用料を減免とした理由は、「行政財産使用許可者の保有馬を活用し、市民のための乗馬教室を開催するなど、馬術競技の振興を図っていること。」及び「行政財産使用許可者において厩舎施設の修繕費用の一部を負担しているため。」である。

一つ目の「行政財産使用許可者の保有馬を活用し、市民のための乗馬教室を開催するなど、馬術競技の振興を図っていること。」については、市民乗馬教室の開催日数の少なさや周知方法に問題があること、また、体育課は活動実態の把握が十分でないという問題はあるものの、3 事実の確認(5)にあるとおり市民乗馬教室や引き馬等が実施されており、馬術競技振興に寄与していないとは言えない。

二つ目の「行政財産使用許可者において厩舎施設の修繕費用の一部を負担しているため。」については、体育課は書類での確認を行っておらず、詳細な修繕項目及び費用が不明であり、関係職員聴取においても確認できなかったことは大いに問題である。しかしながら、体育課の同意を得ながら行政財産使用許可者が修繕し、体育課が現地において確認したとの説明と、一部、更衣室の増築、厩舎内の壁の修繕等を現地において確認できたことから、手続き上の不備の問題があるものの、行政財産使用許可者による部分的な修繕が行われている。

長の裁量権の行使において、判断の基礎となる重要な事項に誤認があることなどにより判断の事実の基礎を欠いた場合等は、普通地方公共団体の長の裁量権の行使が逸脱し又は濫用したものと解されるが、本件はこれを逸脱又は濫用したものであるとまでは言えない。

(4) 本件行政財産の使用許可に係る光熱水費を徴収しないことについて

請求人は、「本件行政財産の使用許可を受けた者から光熱費を徴収しなければならないとする市財務規則第 149 条の 2 の定めがあるのにこれを怠っていることは、違法に公金の徴収を怠る行為にあたる。」としている。

体育課は、当初「光熱水費を徴収しない理由を示した資料及び免除決定書等はない。」、「市が光熱水費の負担をしている理由は、行政財産であるため。」と説明している。事情聴取では「市が光熱水費を徴収しない理由は、馬術競技振興のため。」とも説明している。

規則第 149 条の 2 にあるただし書きの「市長が特に認める場合」をもとに判断したとのことであるが、光熱水費を徴収しないと決定した行為が確認できず、判断基準も明示されなかった。

さらに、本件行政財産において管理されていた馬 6 頭のうち、4 頭が個人所有である。

個人所有の馬を市民乗馬教室へ活用しているとの説明もあったが、その使用頻度等の詳細が確認されておらず、個人所有馬の管理に使われた光熱水費の実費相当額の負担を求めている理由が明確ではない。

以上のことから、使用者負担が原則である光熱水費を徴収していないことについて、相当の理由は認められない。

2 結 論

以上のことから、本件請求については次のとおり判断する。

- (1) 本件財産を、行政財産として管理すること及び行政財産として使用許可することについて、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実であるという主張については、財務会計上の行為に当たらないため却下する。
- (2) 本件行政財産使用料を 100%減免することについて、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る行為であるとの主張については、理由がないので棄却する。
- (3) 本件行政財産の使用許可に係る光熱水費を徴収しないことについて、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る行為であるとの主張については、理由があるものと認め、法第 242 条第 4 項の規定により、教育委員会に対し、次のとおり勧告する。

(勧 告)

本請求のあった日から過去 1 年をさかのぼった日以降について、体育課が負担した水道料、下水道使用料、電気料の実費相当額の支払いを行政財産使用許可者に求めること。

上記の措置は、平成 25 年 11 月 11 日までに講じられたい。

3 意 見

本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査を通じ、市長及び教育委員会に対し以下のとおり意見を付すこととする。

行政財産は、市民共有の財産で、市民福祉の向上に供すべきものであり、法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の使用は、あくまでも例外的にその使用を認めるものであって、本来、短期的・暫定的な措置であると解される。

本件については、昭和 53 年に開催された国体当時までさかのぼるもので、その歴史は古く、これまで、行政財産使用許可者が本市の馬術競技振興に果たしてきた役割が大きいことは事実である。一方で、国体開催から 35 年が経過する中で、馬術競技を巡る環境が変化してきている現状や行政財産使用許可者の活動も十分把握されておらず、今後もこの状態を継続することは、法第 238 条の 4 第 7 項の趣旨から考えると適切な措置とは言い難く、使用料の 100%減免についても見直しを検討すべきと考える。

については、本市が目指す馬術競技振興とは何であるか、その目的を明確にし、どのよう

に行政目的を達成していくのか具体化するとともに、これを推進する組織の適格性と活動の適正性が担保されるようその運用及び判断の基準等を定め、本件行政財産を有効かつ効率的に活用する方策を早急に検討されることを要望する。

また、馬術は常に危険を伴うスポーツであることを認識され、安全対策に十分配慮されることを求める。